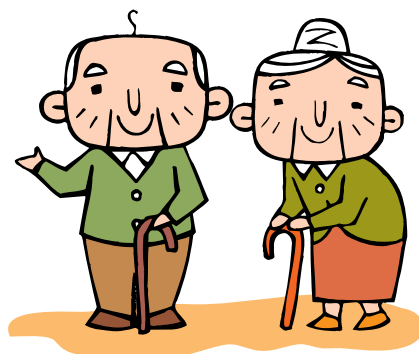


仁木町の 介護保険



仁木町

介護保険は、皆さまが納める保険料

介護保険の財源は、40歳以上の全ての人が納めている保険料と、国・北海道・仁木町が支払う公費負担とでまかなわれています。

介護保険に加入している人(被保険者)は、年齢によって「第1号被保険者」と「第2号被保険者」に分けられます。

第1号被保険者 65歳以上の方

第2号被保険者 40～64歳の方

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

● 保険料の決め方

65歳以上の方の保険料は、仁木町で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された「基準額」をもとに決められます。

$$\text{基準額} = \frac{\text{仁木町で介護保険の給付にかかる費用} \times 19\% \text{ (65歳以上の方の負担割合)}}{\text{仁木町の65歳以上の方の人数}}$$

市町村により、必要とする介護サービスの費用や65歳以上の人数が違うため、基準額、つまり介護保険料は市町村により異なります。

介護保険料は前年の所得などに応じて、6段階に設定されています。具体的な介護保険料は、3年ごとに設定されますので、別紙参照ください。

段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護を受給している方 老齢福祉年金を受給している方で世帯の全員が町民税非課税の方	基準額×0.5
第2段階	世帯の全員が町民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	基準額×0.5
第3段階	世帯の全員が町民税非課税の方で、第2段階に該当する以外の方	基準額×0.75
第4段階	町民税非課税の方で、第1段階、第2段階、第3段階に該当しない方	基準額
第5段階	町民税課税されている方で合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25
第6段階	町民税課税の方で合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5

と税金でまかなわれています

● 保険料の納め方

年金からの天引き

特別徴収

年額18万円以上の年金を受給されている方は、原則として2ヵ月ごとに支払われる年金から介護保険料が天引きされます。

納付書(又は口座振替)による納付

普通徴収

年金額が年額18万円未満の方など、年金から天引きとならない方は、年4回の納期に分けて役場(又は仁木町の指定した金融機関)で納めていただくことになります。

町では、口座振替をお勧めしております。

本来年金から天引きになる“特別徴収”の方でも
一時的に納付書で納める(普通徴収)場合があります。

- ①年度途中で65歳になった
- ②他の市町村から転入した
- ③年度途中で保険料や年金額が変更になった
- ④年金が一時差し止めになった
- ⑤年度の初め(4月1日現在)に年金を受けていなかった

第2号被保険者(40~64歳までの方)の保険料

● 保険料の決め方と納め方

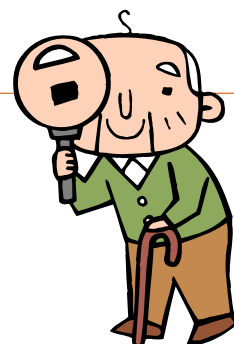
40~64歳の方の保険料は、加入している健康保険の種類と収入により異なります。

国民健康保険に加入している方

- 保険料は、所得に応じて異なります。
- 保険料は、世帯ごとに世帯主に納めていただきます。
 - ※ 保険料のおよそ半分は公費で負担することになります。
 - ※ 世帯員である配偶者などの分も、世帯主に納めていただきます。

職場の健康保険に加入している方

- 保険料は、給料に応じて異なります。
- 保険料は、加入している健康保険のルールで納めていただきます。
 - ※ 原則として、保険料の半分は事業主が負担します。
 - ※ 配偶者の扶養に入っている場合、保険料を直接支払う必要はありません。



介護(介護予防)サービスを利用する

日常生活に
介護や支援が
必要になったら



役場やケアマネジャー
(介護支援専門員)に相談を

介護保険制度やサービスの利用などに関する相談は、役場の介護保険係や地域包括支援センター、身近なケアマネジャーが受けます。



更新申請をします

- 認定の有効期間は6ヶ月から2年です。
- 有効期間が切れる60日前から更新申請をすることができます。(仁木町から更新申請のご案内を送付します)
- サービスを使わない方は更新申請を行わず、必要になった時に再度、認定申請することもできます。

区分変更申請

認定有効期間内に心身の状態に変化があった場合には、要介護度の見直しをするため、認定区分の変更申請ができます。



介護(介護予防)サービスを利用します

【ケアプラン】に基づいてサービスを利用します。原則として費用の1割が利用者負担となります。



介護(介護予防)サービス計画
【ケアプラン】を作ります

要介護1～5に認定された方
居宅介護支援事業所のケアマネジャーと相談して、どんなサービスをどのように利用するかという【ケアプラン】を作ります。
要支援1・2に認定された方
地域包括支援センター(役場内)と相談して【ケアプラン】を作ります。

ためには、手続きが必要です

役場の介護保険係に申請を

介護サービスを利用するためにはまず「要介護認定」の申請が必要です。申請は、本人や家族などのほか地域包括支援センターやケアマネジャーも代行できます。



家庭や施設を訪問して調査します

役場の認定調査員やケアマネジャーが、家庭や施設に伺い、心身の状態について、決められた項目に沿って調査を行います（認定調査）。また、主治医から意見書をもらいます。

ケアマネジャー（介護支援専門員）がお手伝いします

- 制度やサービス利用に関する相談
- 要介護認定申請の代行
- ケアプランの作成
- サービス利用の調整

ケアマネジャーがいる居宅介護支援事業所は仁木町内では
・ 仁木町社会福祉協議会
・ 北央薬品仁木薬局 の2ヶ所です
その他、仁木町以外の事業所を利用できますので介護保険係にご相談ください。



介護認定審査会で審査します

認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成する「介護認定審査会」で全国一律の基準に従って、判定します。審査会は、北後志5ヶ町村共同で設置して行なっています。



認定結果が届きます

原則申請から30日以内に認定結果を要支援1・2、要介護1～5の7段階に分けて通知します。

非該当（自立）と認定された方も、介護保険以外のサービスが利用できる場合がありますので、介護保険係や地域包括支援センターにご相談ください。

不服申し立て

認定結果に不服がある時は、60日以内に道の「介護保険審査係」に申し立てができます。

要介護認定が変わりました

平成19年3月31日まで

要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1
※要支援 (経過的要介護)

非該当



平成19年4月1日から

要介護5	
要介護4	
要介護3	
要介護2	
要介護1	要支援2
要支援1	

非該当

自立した生活が送れる方など、すべての高齢者。

介護保険のサービスによって、生活機能の維持改善を図ることが適切な方など。

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い方など。

生活機能が低下したり、将来的に介護が必要となる可能性が高い方など。

介護給付	介護サービスの利用
新予防給付	介護予防サービスの利用
地域支援事業	地域支援事業の利用

特定疾病

40歳～64歳までの方(第2号被保険者)の介護サービス利用について

要介護状態になる可能性が高い疾病で、老化が原因とされる以下の16種類の病気(特定疾病)で介護が必要となった場合は、介護認定を受け、サービスを受けることができます。

- 筋萎縮性側索硬化症 ●早老症 ●がん末期 ●後縦靭帯骨化症 ●関節リウマチ ●脳血管疾患
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 ●骨折を伴う骨粗鬆症 ●慢性閉塞性肺疾患
- 閉塞性動脈硬化症 ●初老期における認知症 ●脊髄小脳変性症 ●パーキンソン病関連疾患
- 多系統萎縮症 ●脊柱管狭窄症 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんを介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられた総合的な機関です。

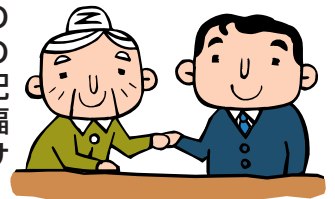
1 いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます 介護予防ケアマネジメント業務

要支援1～2の方や要支援になる可能性のある方に対し、介護予防サービスを利用するためのケアプランを作成します。



2 さまざまな問題について 相談に応じます 総合相談支援業務

高齢者のみなさんやその家族、近隣に暮らす人々の介護に関する相談や心配事など生活全般にわたり幅広く相談を受け、必要なサービスや機関につなげます。



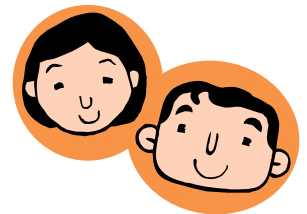
3 尊厳ある暮らしが維持 できるよう支援します 権利擁護業務

みなさんの持つさまざまな権利を守るための支援をします。成年後見制度の紹介や利用支援、消費者被害の対応や、虐待の防止などの相談に取り組みます。



4 さまざまな方面から みなさんを支えます 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう、支援や指導を行っています。また、医療機関やさまざまな関係機関との連携を図ります。



仁木町地域包括支援センター

仁木町西町1丁目36番地1（仁木町役場保健福祉課内）
電話 32-3855（直通） 32-2514（内線311）

※仁木町はケアマネジャーの資格を持つ保健師二人が対応しています。



介護度1～5の方は居宅介護支援事業所のケアマネジャーと相談し、ケアプランをたててもらいます。

仁木町内の居宅介護支援事業所

仁木町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

仁木町西町1丁目36番地1 仁木町保健センター内 電話 32-3959

北央薬品仁木薬局指定居宅介護支援事業所

仁木町北町1丁目4番地1 電話 32-3814

※仁木町以外の居宅介護支援事業所も利用できます。

介護(介護予防)サービス

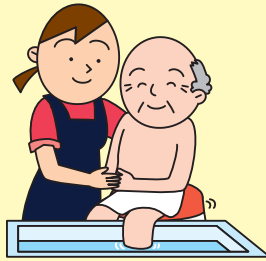
在宅サービス

訪問によるサービス

要介護1～5の人

- **訪問介護(ホームヘルプサービス)**
ホームヘルパーが居宅に訪問し、食事・入浴・排泄などの身体介護や調理などの生活援助を行います。通院時の乗車・降車等の介助もできます。(移送にかかる費用は別途自己負担)

- **訪問入浴介護**
浴槽を持ち込んでの入浴介護を行ないます。



- **訪問リハビリテーション**
理学療法士などが居宅を訪問してリハビリを行ないます。

- **訪問看護**
看護師が療養上の世話や指導、医療処置を行ないます。

- **居宅療養管理指導**
医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行ないます。

要支援1・2の人

- **訪問予防介護**
ホームヘルパーが居宅を訪問し、利用者が自力で困難な行為についてサービスを行ないます。「身体介護」と「生活援助」の区別はありません。
※通院時の乗車・降車介助は利用できません。
※利用料は月額定額制です。

- **介護予防訪問入浴介護**
居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護を行ないます。

- **介護予防訪問リハビリテーション**
理学療法士などが居宅を訪問してリハビリを行ないます。

- **介護予防訪問看護**
看護師が介護予防を目的とした療養上の世話や指導、処置を行ないます。

- **介護予防居宅療養管理指導**
医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防などを目的とした療養上の管理や指導を行ないます。

●印のサービスは仁木町、近隣の町村にサービス事業所は、現在ありません。

● 通所や短期入所して受けるサービス

要介護1～5の人

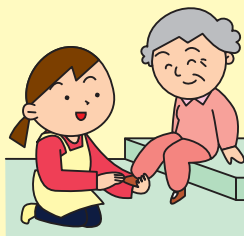
● 通所介護（デイサービス）

食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行ないます。



● 通所リハビリテーション（デイケア）

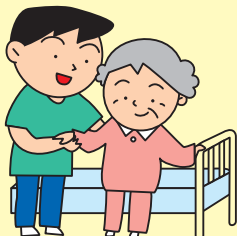
食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを行ないます。



● 短期入所生活介護（ショートステイ）

● 短期入所療養介護（ショートステイ）

短期間、特別養護老人ホームなどや、老人保健施設などに入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行ないます。



要支援1・2の人

● 介護予防通所介護

入浴などの日常生活上や、生活行為向上のための支援のほか、利用者の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティ）を行ないます。

※利用料は月額定額制です。

● 介護予防通所リハビリテーション

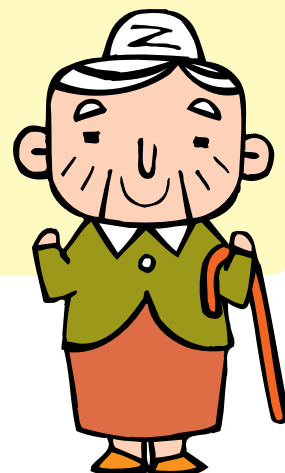
入浴などの日常生活上の支援や、生活向上のためのリハビリテーションのほか、利用者の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を行ないます。

※利用料は月額定額制です。

● 介護予防短期入所生活介護

● 介護予防短期入所療養介護

短期間、特別養護老人ホームなどや、老人保健施設などに入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行ないます。



介護(介護予防)サービス

● その他のサービス

要介護1～5の人

● 福祉用具貸与

- 車いす ● 車いす付属品
- 特殊寝台 ● 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具 ● 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト(つり具を除く)
- 手すり ● スロープ
- 歩行器 ● 歩行補助杖

● …要介護2以上(要介護1は特別な事情があれば可)

● …工事をとまなわないもの

● 特殊福祉用具購入費の支給

- ・腰掛け便座 ・入浴補助用具
- ・特殊尿器 ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具

※指定の事業所からの購入費用(年10万円まで)の9割が払い戻されます。

● 住宅改修費支給

手すりの取り付けや、段差解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に費用を支給(9割を払い戻し)します。

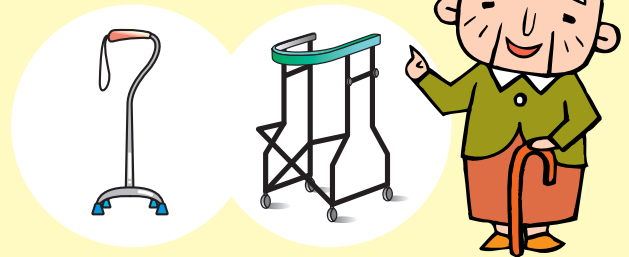
※事前に申請が必要ですのでケアマネジャーと相談してください。

要支援1・2の人

● 介護予防福祉用具貸与

- 手すり ● スロープ
- 歩行器 ● 歩行補助杖

[● …工事をとまなわないもの]



● 特定介護予防福祉用具購入費の支給

- ・腰掛け便座 ・入浴補助用具
- ・特殊尿器 ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具

※指定の事業所からの購入費用(年10万円まで)の9割が払い戻されます。

● 介護予防住宅改修費支給

手すりの取り付けや、段差解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に費用を支給(9割を払い戻し)します。

※事前に申請が必要ですのでケアマネジャーと相談してください。

● 特定施設入居者生活介護

要介護1～5の人

● 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護支援を提供します。

要支援1・2の人

● 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護予防支援を提供します。

施設サービス

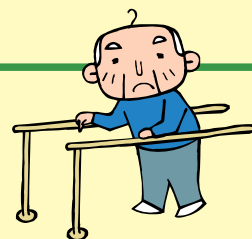
要介護1～5の人（要支援1・2の人は利用できません）

● 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

● 介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行ないます。



● 介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。

地域密着型サービス

原則として各市町村内の事業所のみの利用ですが、仁木町の場合は、北後志管内の町村の事業所も利用できます。

要介護1～5の人

● 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、少人数で共同生活を送りながら、介護スタッフによる日常生活の支援や介護を受けることができます。

● 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に利用者の選択に応じて、訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能のサービスを提供する小規模な拠点です。

要支援1・2の人

● 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、少人数で共同生活を送りながら、介護スタッフによる日常生活の支援や介護を受けることができます。
※要支援1の人は利用できません。

● 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に利用者の選択に応じて、訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能のサービスを提供する小規模な拠点です。

●印のサービスは仁木町、近隣の町村にサービス事業所は、現在ありません。

地域支援事業による介護予防サービス

高齢者が要支援・要介護状態にならないように、また、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように支援します。

介護予防事業

65歳以上の方をチェック



基本チェックリスト(日常生活などに関する調査)及び、生活機能評価により、介護や支援が必要となる可能性が高い方(特定高齢者)かどうかを判定します。

一般高齢者 (元気な高齢者)

- 介護予防に関する講習会や学習会などに参加できます。
- 一般の研修会などに参加できます。



特定高齢者

(今後介護や支援が必要となる可能性が高い高齢者)

- 地域包括支援センターで個別の介護予防ケアプランをたてて、必要なサービスを利用できます。

※通所型介護予防事業

通所による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上などを図ります。

※訪問型介護予防事業

閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある方を対象に保健師等が居宅を訪問し、必要な相談・指導などを行います。

主な介護予防サービス

※一般高齢者や特定高齢者が利用できます。

● 各種講習会・教室の開催

転倒予防
食生活改善普及
口腔機能向上 などの講習会
閉じこもり予防教室 など…

● 保健師などが訪問して必要な保健指導を実施



その他の事業（仁木町独自のサービスを含む）

🍏 家族介護支援特別事業

要介護4・5の高齢者を同居で介護されている町民税非課税世帯が対象です。

- **介護用品支給事業** オムツなどの介護用品の購入助成券を交付（1ヶ月8,350円まで）します。
- **家族介護慰労事業** 在宅で1年間介護保険のサービスを利用されずに介護された家族に対し、年10万円の慰労金を支給します。

🍏 配食サービス事業

高齢者のみで調理が困難、栄養改善が必要な世帯に対し、夕食（お弁当）の配食をします。

週3回まで 1食550円

🍏 外出支援サービス事業

公共交通機関の利用が困難な高齢者に対し、仁木・余市町への通院・買い物時の送迎をします。

月2回まで 片道200円

🍏 緊急通報サービス事業

一人暮らしで突発的に生命の危険が発生する持病や障害のある高齢者に対し、緊急時に簡単に通報できる装置を貸し出し、24時間体制で対応します。

🍏 ハートコール事業

高齢者のみの世帯に対し、週2～3回電話をし、状況確認や相談に応じます。必要時は関係機関との連絡調整を行ないます。

🍏 除雪サービス事業

高齢者のみで除雪が困難な世帯に対し、玄関から公道までの生活通路の除雪をします。

1回200円

🍏 寝具乾燥消毒サービス事業

高齢者のみの世帯に対し、寝具の乾燥・消毒を行ないます。

月2回まで 1回200円

🍏 生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）

介護保険で自立と判定された高齢者に対し、週1回デイサービスを実施します。

1回450円（+昼食代550円）

🍏 軽度生活支援事業（ホームヘルプサービス）

介護保険で自立と判定された高齢者に対し、週1回2時間までの範囲で日常生活上の支援のためにヘルパーを派遣します。

30分未満200円+30分毎に80円追加

🍏 生活管理指導事業（ショートステイ）

介護保険で自立と判定された高齢者に対し、短期間宿泊して、生活習慣や体調管理を行ないます。

原則7日間まで 450円/日+滞在費及び食費

介護保険料を滞納すると

介護保険料は、介護保険の大切な財源です。この保険料を納めないと、必要なときに十分なサービスを利用しにくくなります。

介護保険料は、納め忘れのないようにお願いします。

● 第1号被保険者（65歳以上の方）の場合

未納期間	サービス利用時の給付制限内容
1年間未納	いったん介護サービスの費用を全額（10割）支払っていただき、後で申請して保険給付分（9割）が戻る支払い方法（償還払）となります。 たとえば、サービス費用が10万円だとすると、通常の自己負担額は1割の1万円ですが、滞納しているといったん10万円を全額支払い、後で介護保険係の窓口で9割分（保険で給付される分）、9万円の払い戻しを受けることになります。
1年6ヵ月間未納	介護サービスの費用を全額（10割）支払っていただき、滞納している介護保険料が納付されるまで、申請しても保険給付分（9割）が支払われない（差し止め）ことになります。 なお、引き続き滞納しているときは、差し止められている保険給付から滞納している介護保険料に充てられることがあります。
2年以上未納	納期から2年過ぎると時効になり、保険料を支払うことができません。 2年以上滞納した場合は、介護保険料未納期間に応じて自己負担額が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービスが受けられなくなります。 たとえば、特別養護老人ホームに入所した場合、毎月の施設費が25万円だとすると、通常は1割負担の2万5千円の自己負担ですが、滞納をすると3割負担の7万5千円の自己負担になります。

● 第2号被保険者（40歳から64歳までの方）の場合

要介護認定などを受けた方で、加入している医療保険に未納の保険料があるとき、利用料の支払方法が通常は費用の1割を負担するところをいったん全額支払い、後から申請により9割分を受け取る方式（償還払い方式）になるとともに、保険給付の支払が一時差し止められることがあります。

介護保険料の減免

災害などの特別な事情で一時的に保険料が支払えないときは、徴収の猶予や減額・免除される制度があります。

上記の理由により減免を希望される方は、役場保健福祉課 介護保険係に相談して下さい。

要介護認定者の税控除

介護保険制度で要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者には、介護認定の審査判定資料を確認し、基準により、所得税の確定申告や町道民税の申告で「障害者控除」や「オムツ代の医療費控除」を受けるための証明書類を交付しています。

※税の控除に必要な証明書類は、仁木町役場保健福祉課介護保険係で交付します。

在宅で受けられるサービス費用のめやす

◆ 利用者負担は、利用したサービス費用の1割です。

◆ 限度額の範囲でサービスを利用すると自己負担は1割ですが、限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分の全額が自己負担となります。

※右の支給限度額は標準的な地域のもので、地域差は勘定されていません。

※短期入所の利用可能日数は、平均的な単価をもとに算出しています。

要介護状態区分	1ヵ月の支給限度額	短期入所サービスのみ利用した場合の利用可能日数
要支援1	49,700円	4日
要支援2	104,000円	10日
要介護1	165,800円	16日
要介護2	194,800円	18日
要介護3	267,500円	24日
要介護4	306,000円	27日
要介護5	358,300円	30日

施設サービス費用のめやす

◆ 介護保険施設に入所した場合は、サービス費用の1割、居住費、食費、日常生活費のそれぞれが全額利用者負担になります。

◆ 低所得の人には、負担限度額（食費・居住費の減額）が設けられます。

◆ 対象となるサービス

①介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所した場合。

②短期入所生活介護（介護予防含む）、短期入所療養介護（介護予防含む）を使用した場合。

減額の適用を受けるためには申請が必要です。

次のものを持参し、役場介護保険担当窓口で申請してください。

●認印 ●被保険者証

利用者負担が高額になった場合

一緒に暮らしている家族（世帯）で、1ヵ月間に介護保険のサービスにかかったお金の自己負担分の合計が、自己負担限度額を超えた場合には、「高額介護（介護予防）サービス費」として払い戻されます。

段階	所得区分	自己負担限度額
第1段階	生活保護を受給している方 老齢福祉年金を受給している方で世帯の全員が町民税非課税の方	15,000円/月
第2段階	世帯の全員が町民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	15,000円/月
第3段階	世帯の全員が町民税非課税の方で、第1段階及び第2段階に該当する以外の方	24,700円/月
第4段階	町民税課税世帯の方	37,200円/月

◆ 高額介護サービス費の対象にならないもの

①要介護ごとに決められた利用限度額を超えて自己負担した分 ②施設における食費や居住費の自己負担分
③福祉用具購入費の自己負担分 ④住宅改修費の自己負担分 ⑤差額ベッド代及び日常生活費等

高額介護サービス費の払い戻しには申請が必要です。

次のものを持参し、役場介護保険担当窓口で申請してください。

●認印 ●被保険者証 ●被保険者名義の銀行口座

分からないこと、疑問なこと、相談したいことなどがありましたら

保健福祉課介護保険係
地域包括支援センター までお問い合わせください。

電話 0135-32-2514

e-Mail

ファックス 0135-32-2648

fukusi02-niki@town.niki.hokkaido.jp